

# 条例環境影響評価準備書への意見書を提出する方へ

条例環境影響評価準備書について、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「アセス条例」)の規定に基づき、環境の保全の見地から意見のある方はどなたでも、次のとおり市に意見書を提出することができます。

## 1 提出された意見書の取扱い

- (1) 提出された意見書は、アセス条例の規定に基づき、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- (2) 指定開発行為者は、意見とそれに対する見解を記載した資料(条例見解書)を作成し、市に提出します。市はこれを公告し、縦覧に供します。また、環境影響評価審議会に提出するとともに、条例環境影響評価審査書を作成する際に考慮いたします。
- (3) 手続に係る連絡等のために住所、氏名を御記入いただき、個人情報は川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。
- (4) 御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。

## 2 意見書の提出方法及び提出先

**郵送、持参又は本市ホームページ内フォームのいずれか**により御提出をお願いします。  
(区役所等及びファクス、Eメール等では受け付けていません。)

【郵送の場合】〒210-8577 川崎市環境局環境評価課(住所記載不要)

【持参の場合】川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎20階

【本市ホームページ内フォーム】

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000095709.html>

検索 川崎市 アセス図書意見



上記ページの「現在、条例に基づき意見書の提出が可能な環境影響評価図書一覧」からリンク先を参照

## 3 意見書を提出できる期間

縦覧期間中(令和8年3月27日～5月11日)

(郵送の場合は、令和8年5月11日(月)消印有効。持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時15分まで受け付けます。)

## 4 問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921

Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp

(意見書はファクス、Eメール等では受け付けていません。ご注意ください。)

## 意見書

令和8年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

〒

住所

フリガナ

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

## (注意事項等)

- 1 「評価項目ごとの調査、予測及び評価又はその環境保全上の措置」等についての意見を、判読できるよう楷書ではっきりと御記入ください。
- 2 環境の保全の見地からではない意見や、住所・氏名等の記載事項に不備がある意見書は意見書として取扱うことができません。
- 3 表面の「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメール等では受け付けていません。
- 4 意見記入欄に氏名等の個人に関する情報を記載しないでください。記載がある場合はその部分を伏せて意見書の写しを指定開発行為者に送付します。
- 5 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、住所・氏名・意見は必ずご記入ください。

## 意見記入欄

(1) 意見を提出する環境影響評価項目等 &lt;&lt;☑をつけてください／複数選択可&gt;&gt;

※意見が複数ある場合は、意見ごとに意見書を作成してください。

- 地球環境（温室効果ガス） 大気（大気質） 地盤（地下水位、地盤沈下及び変状）  
土壌汚染 騒音・振動 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）  
景観 地域交通（交通安全、交通混雑）  
環境配慮項目（地震時等の災害、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、資源）  
その他（ページ番号等を記載） \_\_\_\_\_

(2) 条例環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

提出期限 令和8年5月11日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

————— 枠外には記入しないでください —————